

**「若者・アートモデル地区」創出プロジェクトに係る
地域住民向けアートイベント企画運営及び広報業務 仕様書**

1 委託業務名

「若者・アートモデル地区」創出プロジェクトに係る地域住民向けアートイベント企画運営及び広報業務

2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 委託料上限額

1,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的

本市では、平成27年3月に「京都駅西部エリア活性化将来構想」を、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を、平成31年3月に「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定し、これらの3つのエリア（以下「各エリア」という。）の活性化に向けて、様々な取組を実施している。

これまでの各エリアにおける取組により、京都駅周辺の活性化が着実に前進している中、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーン創出に向け、3つのエリアを一体として捉え、各エリアの特性を活かした個別の取組を継続しながら、文化庁や「大阪・関西万博2025」との連携も視野に入れ、文化芸術を基軸に京都駅周辺一体として多層な機能の連携を促す取組を展開している。

各エリアならではの人材（市内の芸術系大学の学生、各エリアに関心のあるアーティストなど）や豊富な地域資源を活かした取組を実施することにより、地域においてアーティストや学生の芸術活動に対する関心を深め相互理解を促すと共に、地域とアーティストや学生との繋がりを生み出す。また、生み出した繋がりをもとに自発的・継続的な文化芸術イベントの開催を促し、まちの活性化に繋がる取組とする。

そうした取組により、エリア内に学生やアーティストなどが暮らし、地域での発表や制作など活動を広げる環境づくりを進め、本市全体の課題でもある「空き家の増加」「人口減少」の対策にも繋げる。

※ 京都駅西部エリア、東部エリア、東南部エリアそれぞれの対象範囲やまちづくりの方向性及びこれまでの取組については、以下を参照すること。

・ 京都駅西部エリア活性化将来構想

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000180451.html>)

・ 京都駅東南部エリア活性化方針

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000217013.html>)

・ 京都駅東部エリア活性化将来構想

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000250877.html>)

・ 京都駅周辺エリアのカルチャーを発信する広報誌『5TO9+』について

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000322430.html>)

5 業務内容

(1) 地域住民にとって身近な場所での芸術活動・交流の場づくり

地域住民が訪れやすい飲食店や公共施設などにおける作品展示や演奏会、エリア横断的な企画など、文化芸術を通じて学生やアーティストと地域や事業者等との交流促進に資する取組を実施する。

【実施に当たっては以下の点に留意すること】

- 未来の文化芸術の担い手である子どもを対象とした取組を1回以上実施すること
- 市内の芸術系大学や学生、本市にゆかりのあるアーティストと連携すること
- 地域の団体によるイベントや文化芸術活動と連携すること
- 年間3回以上実施すること
- 地域住民が参加しやすい時期・時間・参加形態とすること
- 問題が生じないよう、地域住民に十分配慮するとともに、安全の確保に十分留意すること

(2) SNS等を活用した(1)のイベント及び地域の魅力発信

地域住民や、京都市内の芸術系の学校に通う学生、若手アーティストに対して、(1)のイベント及び当該エリアの魅力を伝えることを目的に、SNS等を活用した情報発信を行う。

【情報発信に当たっては以下の点に留意すること】

- ターゲット、広報効果を考慮のうえ、使用媒体を検討すること
- 本市で実施してきた情報発信事業「5T09+」及び「5T09 LIFE」の取組を踏まえ、媒体のタイトルに「5T09」の名称を使用すること

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ、業務を行うこと
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。また、本市が会議等への出席を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。